

# 山梨県公報

号外第二十号  
平成二十六年三月一十八日  
金曜日

支払に充てるための資金を貸与することにより、重度心身障害者が安心して適切な診療等を受けることができるようにして、もって重度心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第一百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その身体上の障害の程度が身体

障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から三級までのいずれかであるもの

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十四条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第二百五十五号)第六条第三項に規定する障害等級が一級又は二級であるもの

ハ 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者

二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者のうち、山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号)第五条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する程度の知的障害の状態にあるもの

二 診療等 県内の保険医療機関等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項各号に規定する病院、診療所若しくは薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)が行う診療、薬剤の支給若しくは手当(食事の提供である療養又は温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養であつて病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うもの並びに出産に係るものを除く。)又は訪問看護であつて、保険給付の対象となるものをいう。

三 診療月 重度心身障害者が貸与に係る資金(以下「貸与金」という。)を用いて診療等を受けようとする日又は重度心身障害者以外の者が貸与金を用いて重度心身障害者に診療等を受けさせようとする日の属する月及び重度心身障害者その他の者が貸与金をもつて当該重度心身障害者の受けた診療等に係る費用の支払に充てようとする場合における当該診療等が行われた日の属する月をいう。

四 医療費助成金 市町村条例(保健医療サービスを受けた重度心身障害者その他の者の経済的負担の軽減を図るために定める県内の市町村の条例をい

## 規則

### 山梨県規則第四号

山梨県重度心身障害者医療費貸与規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

(目的)  
山梨県重度心身障害者医療費貸与規則

**第一条** この規則は、重度心身障害者等に対し、重度心身障害者の診療等に係る費用の

う。次条第一号において同じ。)の規定により重度心身障害者の受けた保健医療サービスについて支給される助成金をいう。

五 保険給付 健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による保険給付をいう。

#### (貸与の対象者)

第三条 知事は、次に掲げる要件(重度心身障害者の病状その他の事情を勘案して知事が資金を貸与する必要があると認める者にあっては、第三号に掲げる要件を除く。)を満たす者の申請により、その者に資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

- 一 市町村条例の規定により現に医療費助成金に係る受給資格者証(第六条第一項第一号において「受給資格者証」という。)の交付を受けている者であること。
- 二 県が、資金の貸与を受けようとする者に代わって当該資金の貸与に係る重度心身障害者の医療費助成金を受領し、貸与金(償還期限が到来していないものを含む。)の償還及びこれに係る延滞金の支払に充てることについて同意する者であること。
- 三 当該申請時において、現に貸与金の償還を怠っていないこと。  
(貸与の回数及び貸与する資金の額)

#### 第四条 資金の貸与は、重度心身障害者ごとに一の診療月につき一回とする。ただし、

知事が特に必要と認めるときは、二回とができる。

- 2 貸与する資金の額は、重度心身障害者ごとに一の診療月につき十万円を超えない範囲内において、資金の貸与に係る重度心身障害者に対する保険給付の実施の状況その他事情を勘案して知事が定める額とする。  
(貸与金の利率、償還期限等)

#### 第五条 貸与金は、無利子とする。

- 2 貸与金の償還期限は、診療月の翌月の初日から起算して四月を経過する日とする。ただし、当該診療月における診療等に係る医療費助成金が当該経過する日までに支給されなかつたとき(当該診療月に診療等を受けなかつたときを除く。)は、当該医療費助成金が支給された日の属する月の翌月の末日とする。
- 3 貸与金の償還方法は、一括償還とする。ただし、償還期限が到来していない貸与金については、その一部の償還を妨げない。
- 4 資金の貸与を受けた者は、貸与金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を県に納付しなければならない。

#### (貸与の申請)

第六条 資金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 資金の貸与を受けようとする者が重度心身障害者以外の者であるときは、重度心身障害者の氏名及び住所

#### 三 診療月

#### 四 貸与を受けようとする金額

#### 五 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 受給資格者証の写し
  - 二 第三条第二号に規定する事項についての同意書
  - 三 その他知事が必要と認める書類

#### (決定の通知)

第七条 知事は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、資金の貸与をするかどうかの決定を行い、その申請をした者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。この場合において、資金を貸与する旨の決定を行つたときは、貸与する資金の額を併せて通知するものとする。

#### (借用証書の提出)

第八条 前条の規定により資金を貸与する旨の決定の通知を受けた者は、当該資金の受領後、速やかに、借用証書を知事に提出しなければならない。  
(償還期限の繰上げ)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限を繰り上げて償還させることができる。

- 一 資金の貸与を受けた者が偽りその他不正な手段により貸与を受けたとき。
- 二 資金の貸与を受けた者が資金を貸与の目的以外の目的に使用したとき。
- 三 資金の貸与を受けた者又は当該資金の貸与に係る重度心身障害者が死亡したとき。  
ただし、その死亡の日までに、当該資金の貸与に係る重度心身障害者が診療月における診療等の全部又は一部を受けたときを除く。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、貸与の条件に違反したとき。

#### (委任)

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

この規則は、平成二十六年九月十一日から施行する。

#### 附則

## 山梨県規則第五号

山梨県富士山レンジャーに関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県富士山レンジャーに関する規則

- 2 富士山レンジャーは、その職務を行うに当たっては、腕章（第二号様式）を着用しなければならない。  
第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
（委任）

（目的）この規則は、観光部に置く非常勤の職員に第三条に規定する職務に従事させる

ことを明らかにすることにより、富士山及びその周辺の地域における自然環境の保全等の推進を図ることを目的とする。

（名称）

第二条 前条に規定する非常勤の職員は、富士山レンジャーと称する。

（職務）

第三条 富士山レンジャーは、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村又は富士河口湖町の区域に存する自然公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園をいう。）及び自然環境保全地区（山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第五条第一項に規定する自然環境保全地区をいう。）（第五号から第七号までにおいて「自然公園等」という。）において、次に掲げる事務に従事するものとする。

- 一 自然公園法第三十七条第二項の規定による指示
- 二 山梨県自然環境保全条例第三十二条第一項の規定による立入調査
- 三 山梨県モーターボート業適正化条例（昭和五十二年山梨県条例第二十九号）第十  
五条第一項の規定による立入検査及び質問
- 四 自然環境を損なうおそれのある行為を発見するための巡視
- 五 案内板その他の自然公園等に関する情報を提供するために設けられた設備の点検
- 六 自然公園等の自然環境の保全に関する普及啓発
- 七 他人の求めに応じて行う自然公園等の自然の解説
- 八 登山の安全に関する啓発
- 九 その他知事が必要と認める事務

- （身分証明書及び腕章）
- 2 富士山レンジャーは、国及び市町村の職員その他の者と連携して前項に規定する事務を行なうよう努めるものとする。

第四条 富士山レンジャーは、その職務を行なうに当たっては、身分証明書（第一号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

## 第1号様式（第4条関係）

(表)

	第 号
写 真	身分証明書
	所属 氏名
上記の者は、山梨県富士山レンジャーに関する規則第2条に規定する富士山レンジャーであることを証明する。	
年 月 日発行（有効期限 年 月 日）	
山梨県知事 印	

(裏)

## 山梨県富士山レンジャーに関する規則（抜粋）

## (職務)

第三条 富士山レンジャーは、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村又は富士河口湖町の区域に存する自然公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園をいう。）及び自然環境保全地区（山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第五条第一項に規定する自然環境保全地区をいう。）（第五号から第七号までにおいて「自然公園等」という。）において、次に掲げる事務に従事するものとする。

- 一 自然公園法第三十七条第二項の規定による指示
  - 二 山梨県自然環境保全条例第三十二条第一項の規定による立入調査
  - 三 山梨県モーターボート業適正化条例（昭和五十二年山梨県条例第二十九号）第十五条第一項の規定による立入検査及び質問
  - 四 自然環境を損なうおそれのある行為を発見するための巡視
  - 五 案内板その他の自然公園等に関する情報を提供するために設けられた設備の点検
  - 六 自然公園等の自然環境の保全に関する普及啓発
  - 七 他人の求めに応じて行う自然公園等の自然の解説
  - 八 登山の安全に関する啓発
  - 九 その他知事が必要と認める事務
- 2 富士山レンジャーは、国及び市町村の職員その他の者と連携して前項に規定する事務を行うよう努めるものとする。

## (身分証明書及び腕章)

第四条 富士山レンジャーは、その職務を行うに当たっては、身分証明書（第一号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 富士山レンジャーは、その職務を行うに当たっては、腕章（第二号様式）を着用しなければならない。

第2号様式（第4条関係）

山梨県公報号外

第三十号

平成二十六年三月二十八日

↑ 9センチメートル ↓

<----- 37.5センチメートル ----->

富士山レンジャー

山梨県

**山梨県規則第六号**  
山梨県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

（趣旨）  
山梨県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

（委任）  
第三条 知事は、指定評価者の名称及び主たる事務所の所在地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  
(公表)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規

令（平成七年政令第四百一十九号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。次条第一項及び附則第四項において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(所管行政庁が規則で定める書類)

第二条 次の各号に掲げる省令の規定の規則で定める書類は、当該各号に掲げる書類とする。

一 第五条第四項 省令第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が行つた法第七条の

規定による報告に係る建築物の耐震診断の内容が記載された書類であつて、当該耐震診断が法第十二条第一項に規定する技術指針事項に適合したものであることにつき指定評価者（建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有する者として知事が指定する者をいう。以下同じ。）から証明を受けたもの

二 第二十八条第二項 法第十七条第一項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることにつき指定評価者が証明した書類

三 第三十三条第一項 法第二十二条第一項の規定による認定の申請に係る建築物が法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定に適合していることにつき建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。）が耐震関係規定適合証明書（別記様式）により証明した書類

四 第三十三条第二項第一号及び第二号 法第二十二条第一項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることにつき指定評価者が証明した書類

五 第三十七条第一項第三号 法第二十五条第一項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことにつき指定評価者が証明した書類

六 項若しくは第二十五条第一項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震診断に関与

したときは、当該建築物について、前項各号（第三号を除く。）に規定する証明をすることができない。

第四条 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。  
**附 則**  
(施行期日)  
1 この規則は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第四条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)  
2 第二条第一項第一号及び第二項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に耐震診断を行う建築物について適用する。  
(準備行為)  
3 第二条第一項第一号の規定による指定評価者の指定は、この規則の施行の日前においても、同号の規定の例により行うことができる。この場合においては、第三条の規定を準用する。  
(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を証するものとして規則で定める書類等)

4 省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規定で定める書類は、同条第一項各号のいずれかに掲げる者が行つた法附則第三条第一項の規定による報告に係る建築物の耐震診断の内容が記載された書類であつて、当該耐震診断が法第十二条第一項に規定する技術指針事項に適合したものであることにつき指定評価者から証明を受けたものとする。

5 指定評価者は、法附則第三条第一項の規定による報告に係る建築物の耐震診断に関与したときは、当該建築物について、前項に規定する証明をすることができない。  
6 前二項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後に耐震診断を行ふ建築物について適用する。

## 別記様式（第2条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

## 証明者

事務所の名称、所在地及び登録番号

氏名

印

建築士登録番号

電話番号

## 耐震関係規定適合証明書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定による認定の申請に係る次の建築物が同法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを証明します。

対象建築物に関する事項	1 建築物の名称				
	2 所在地				
	3 所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
	4 用途				
	5 階数	地上	階、地下	階、塔屋	階
	6 構造	造			
	7 延べ床面積	$m^2$ (うち特定用途部分の床面積合計)			$m^2$ )
	8 確認済証番号年月日	第	号、	年	月　日
	9 檢査済証番号年月日	第	号、	年	月　日
備考				受付欄	

注 8及び9については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条第1項第2号に該当する場合に限り記載すること。

## 山梨県規則第七号

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則（平成元年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七八〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四五〇円」に、「六、八二〇円」を「七、〇一〇円」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号  
山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例施行規則（平成元年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「富士五湖航行船舶届」を「船舶届」に改める。

第六条の見出しが「（船舶届出済証）」に改め、同条第一項中「第三号様式のとおり」を「船舶届出済証（第三号様式）」に改め、同条中第一項を削り、第三項を第二項とする。

第八条中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「富士五湖」を「特定水域」に改める。

第十一条第一項第一号中「関係町村」を「富士五湖が存する町村」に改め、同条第四項中「第十一号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第十八条とする。

第十条第一項中「の様式は、第九号様式のとおり」を「は、身分証明書（第十五号様式）」に改め、同条第二項中「の様式は、第十号様式のとおり」を「は、身分証明書（第十六号様式）」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の次に次の七条を加える。

## （航行の届出）

第十条 条例第十三条の二第一項第四号の規則で定める事項は、第六条第一項の船舶届出済証に記載された番号とする。

2 条例第十三条の二第一項の規定による届出は、航行届（第九号様式）によつてしまなければならない。

### （航行届出済証）

第十一條 条例第十三条の三第一項の届出済証は、航行届出済証（第十号様式）とする。

2 条例第十三条の三第三項の再交付を受けようとする者は、届出済証再交付申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

第十二条 条例第十三条の四第四号の規則で定める事業

において行われるものに限る。とする。

一 船舶により乗客を漁場に案内し、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）第一条各号に掲げる方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業

二 有償で船舶を用いる役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（前号に掲げるものを除く。）

三 船舶を賃貸する事業  
(条例第十三条の四第五号の規則で定める者)

第十三条 条例第十三条の四第五号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

二 独立行政法人国立高等専門学校機構

三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する

公立大学法人

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

五 特定水域の存する町村の区域内に住所を有する漁業協同組合

六 特定水域においてスポーツの振興のための事業を行う法人等  
(特定船舶の確認の申請)

第十四条 条例第十三条の五第一項第四号の規則で定める事項は、第六条第一項の船舶届出済証に記載された番号とする。

2 条例第十三条の五第一項の申請書は、特定船舶確認申請書（第十一号様式）とする。  
(特定船舶確認済証)

第十五条 条例第十三条の六第一項の確認済証は、特定船舶確認済証（第十二号様式）

とする。

2 条例第十三条の六第三項の再交付を受けようとする者は、特定船舶確認済証再交付申請書（第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定船舶非該当届等）

**第十六条** 条例第十三条の七第一項第一号の規定による届出は、特定船舶非該当届（第十四号様式）によつてしなければならない。

2 条例第十三条の七第一項第二号の規定による届出は、船舶使用廃止届（第七号様式）によつてしなければならない。

3 条例第十三条の七第一項第三号及び第四号の規定による届出は、船舶承継届（第八号様式）によつてしなければならない。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所〕  
〔在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

## 航行制限時間航行許可申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第6条第1項第5号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

航行の目的	
航行の用に供しようとする湖の名称	
航行の用に供しようとする日及び時間	
船舶届出済証に記載された番号	

## 第2号様式（第5条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所〕  
〔在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

## 船舶届

特定水域において次の船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

船舶の種類及び型式	
推進機関の出力	
騒音の防止の方法	
船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号	
主たる係留場所	

注 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写しを添付すること。

山梨県公報号外 第二十号 平成二十六年三月二十八日

第四号様式から第八号様式までを次のように改める。

第4号様式（第6条、第11条関係）

山梨県公報号外

第二十号

平成二十六年三月二十八日

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所〕  
〔在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

届出済証再交付申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第9条第3項（第13条の3第3項）の規定により届出済証の再交付を申請します。

再交付を申請する届出済証	<input type="checkbox"/> 船舶届出済証 <input type="checkbox"/> 航行届出済証
再交付を申請する理由	
船舶届出済証に記載された番号	

注 「再交付を申請する届出済証」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。

## 第5号様式（第7条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所〕  
在地、名称及び代表者の氏名  
電話番号

## 推進機関の出力等変更届

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項第3号（第4号）に掲げる事項を変更したので、同条例第10条の規定により届け出ます。

変更した事項		<input type="checkbox"/> 推進機関の出力 <input type="checkbox"/> 騒音防止の方法
変更した内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
船舶届出済証に記載された番号		

注 「変更した事項」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。

第6号様式（第8条関係）

山梨県公報号外

第二十号

平成二十六年三月二十八日

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所〕  
在地、名称及び代表者の氏名  
電話番号

氏名等変更届

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項第1号（第5号）に掲げる事項に変更があったので、同条例第12条第1項の規定により届け出ます。

変更があった事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更年月日	
船舶届出済証に記載された番号	

## 第7号様式（第8条、第16条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所〕  
〔在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

## 船舶使用廃止届

特定水域における船舶の使用を廃止したので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第12条第1項（第12条第1項及び第13条の7第1項第2号）の規定により届け出ます。

廃止年月日			
廃止の理由			
船舶届出済証に記載された番号			
特定船舶確認済証の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 「特定船舶確認済証の交付の有無」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。

## 第8号様式（第9条、第16条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

## 船舶承継届

船舶所有者の地位を承継したので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条第3項（第13条第3項及び第13条の7第1項第3号・第13条第3項及び第13条の7第1項第4号）の規定により届け出ます。

承継の年月日				
被承継者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）				
被承継者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
承継の原因				
船舶届出済証に記載された番号				
特定船舶確認済証の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注 「特定船舶確認済証の交付の有無」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。

第十一号様式中「(第11条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十号様式中「(第10条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第九号様式中「(第10条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第八号様式の次に次の六様式を加える。

## 第9号様式（第10条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
 法人にあっては、事務所の所  
 在地、名称及び代表者の氏名  
 電話番号

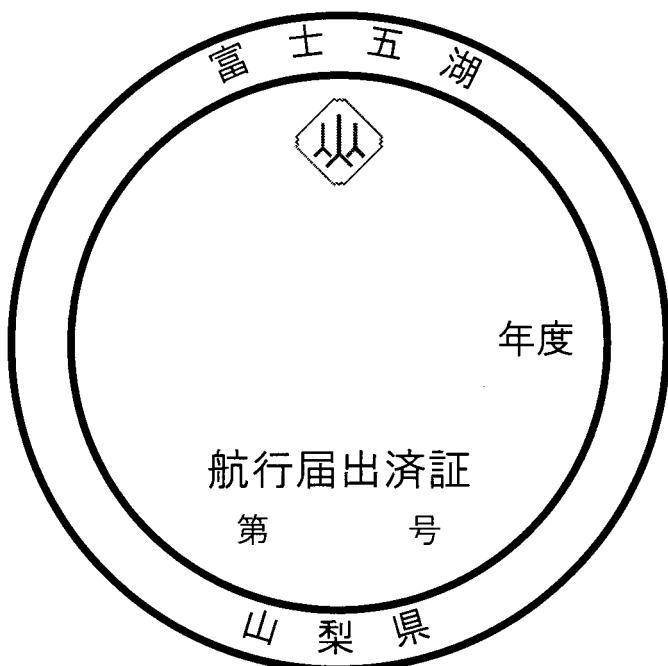
## 航行届

次のとおり船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穩の保全に関する条例第13条の2第1項の規定により届け出ます。

航行の用に供しようとする湖					
航行の用に供しようとする月及び日数	年	4月	延べ 日	延べ 日	
		5月	延べ 日	延べ 日	
		6月	延べ 日	延べ 日	
		7月	延べ 日	延べ 日	
		8月	延べ 日	延べ 日	
		9月	延べ 日	延べ 日	
		10月	延べ 日	延べ 日	
		11月	延べ 日	延べ 日	
		12月	延べ 日	延べ 日	
		年	1月	延べ 日	延べ 日
			2月	延べ 日	延べ 日
			3月	延べ 日	延べ 日
船舶届出済証に記載された番号					

注 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写しを添付すること。

第10号様式（第11条関係）



年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
 法人にあっては、事務所の所  
 在地、名称及び代表者の氏名  
 電話番号

## 特定船舶確認申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4の確認を受けたいので、同条例第13条の5第1項の規定により申請します。

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4各号の区分	第1号	<input type="checkbox"/> 海上運送法第44条において準用する同法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供される船舶
	第2号	<input type="checkbox"/> 漁船法第10条第1項の登録を受けた船舶
	第3号	<input type="checkbox"/> 船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する小型船舶教習所における教習の用に供される船舶
	第4号	<input type="checkbox"/> 山梨県モーターポート業適正化条例第2条第2号に規定するモーターポート業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
		<input type="checkbox"/> 船舶により乗客を漁場に案内し、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第1条各号に掲げる方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
		<input type="checkbox"/> 有償で船舶を用いる役務を他人の需要に応ずるために提供する事業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
		<input type="checkbox"/> 船舶を賃貸する事業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
	第5号	<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体が所有権又は賃借権を有する船舶
		<input type="checkbox"/> 国立大学法人が所有権又は賃借権を有する船舶
		<input type="checkbox"/> 独立行政法人国立高等専門学校機構が所有権又は賃借権を有する船舶
	<input type="checkbox"/> 公立大学法人が所有権又は賃借権を有する船舶	
	<input type="checkbox"/> 学校法人が所有権又は賃借権を有する船舶	
	<input type="checkbox"/> 山中湖村又は富士河口湖町の区域内に住所を有する漁業協同組合が所有権又は賃借権を有する船舶	
	<input type="checkbox"/> 特定水域においてスポーツの振興のための事業を行う法人等が所有権又は賃借権を有する船舶	
航行の用に供しようとする湖の名称		
船舶届出済証に記載された番号		

- 注 1 「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4各号の区分」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。  
 2 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写しを添付すること。  
 3 特定船舶のいずれかに該当することを証する書類を添付すること。

第12号様式（第15条関係）



第13号様式（第15条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

特定船舶確認済証再交付申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の6第3項の規定により特定船舶確認済証の再交付を申請します。

再交付を申請する理由	
船舶届出済証に記載された番号	

第14号様式（第16条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所 印  
氏名  
〔法人にあっては、事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

## 特定船舶非該当届

特定船舶の確認を受けた船舶が特定船舶に該当しなくなつたので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の7第1項第1号の規定により届け出ます。

特定船舶に該当しなくなつた年月日	
特定船舶に該当しなくなつた理由	
船舶届出済証に記載された番号	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

〔施行期日〕

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

## 山梨県規則第九号

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

(山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「二五〇円」を「二六〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

(山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正)

第二条 山梨県立産業技術短期大学校管理規則(平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 校長は、専門課程の学科の教授又は准教授(当該学科に教授及び准教授がない場合にあっては、講師)のうちから学科内の校務をつかさどる職員を選任するものとする。

別表第一中「(第二十三条関係)」を「(第二十四条関係)」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「四、二〇〇円」を

「四、三〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第二中「(第二十三条関係)」を「(第二十四条関係)」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成二十六年三月二十八日

## 山梨県規則第十号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

第五条中「第三条の規定による」を「第三条第一項の」に、「規定による経営事項審査」を「審査」に改める。

第六条中「第一百二十七条」を「第一百二十七条第一項」に、「の規定による」を「に規定する」に、「第一百二十八条」を「第一百二十八条第一項」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除  
第九条の二中「第一百二十五条第一項第三号の」を「第一百八条第一項に規定する」に、「第一百三十七条第四項の」を「第一百三十七条第四項前段の規定による」に改め、「、第七条」を削る。

第十九条第一項中「対して監督員通知書(第十二号様式)により」を「対し、当該監督員の職及び氏名その他必要な事項を」に改め、同条第二項中「次の各号」を「次」に改め、同条第四項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十条中「法第二十六条第二項の規定」を「同条第二項に規定する場合」に、「場合には」を「ときは」に、「技術者(以下)」を「建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下)」に改める。

第三十六条第二項中「完成検査結果通知書(第十六号様式)により」を「、その検査の結果を」に改め、同条第四項中「あたり」を「当たり」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十八条第七項第一号中「第三条第二項各号」を「第三条第三項各号」に改め、同項第二号中「第一百十五条」を「第一百十五条第一項」に改める。

第四十条第一項中「第一百五条」を「第一百五条第一項」に改め、同条第一項中「行ない」を「行い」に改め、同条第七項中「請負代金相当額からすでに」を「、「請負代金額から既に」に改め、同条第八項中「あたり」を「当たり」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第四十二条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第三号様式を次のように改める。

**第3号様式 削除**

第十号様式を次のように改める。

**第12号様式 削除**

〔2 工事名	〔2 事業名
3 工事場所	3 工事名
第十五号様式中 4 請負代金額	4 工事場 ￥_____ や
5 工期	5 請負代 着手 年 月 日 完成 年 月 日
	6 工期

所

金額  
着手 年 月 日  
完成 年 月 日」

に改める。

**第16号様式 削除**

第十七号様式中「第17号様式」や「第17号様式（第36条関係）」に改める。  
第十八号様式中「手直し完了届」や「手直完了届」に改める。  
第十九号様式を次のように改める。

年　月　日

契約担当者　職氏名　殿

請負者　住所  
商号又は名称  
氏名

(印)

## 前金払請求書

次の金額を支払われたく請求します。

## 請求金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注　請求金額は、1万円未満を切り捨てること。

工事名					
契約番号	第　　号				
請負代金額	￥				
前払率	%				
請求限度額	￥				

振込先金融機関	店	預金種別 口座番号	普通預金 当座預金 No.	預金 口座	住所	
					氏名	

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第40条関係）

年　月　日

契約担当者　職氏名　殿

請負者　住所  
商号又は名称  
氏名

(印)

## 部分払金請求書

次の金額を支払われたく請求します。

請求金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、工事の出来高　%に対する部分払金

工事名							
契約番号	第　　号						
請負代金額	¥						
前払金受領額	¥						
第1回部分払受領額	¥						
第2回部分払受領額	¥						
第3回部分払受領額	¥						
第4回部分払受領額	¥						

振込先金融機関	店	預金種別 口座番号	普通預金 当座預金 No.	預金 口座	住所 氏名	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県建設工事執行規則第十九号様式による前金払請求書及び同規則第二十一号様式による部分払金請求書は、この規則による改正後の山梨県建設工事執行規則第十九号様式による前金払請求書及び同規則第二十一号様式による部分払金請求書とみなす。

## 山梨県規則第十一号

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「別表第三の」を「次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる区域以外の区域 別表第三

二 条例第七条の三第一項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域

当該指定された区域ごとに別に知事が定める。

別表第一の二イ中「建築物を利用する広告物等に係る基準」を「建築物(その構造又は形態からみて広告物等の表示又は設置の用に供することを主たる目的としている)を設置する広告物等に係る基準」としていると認められるものを除く。以下同じ。」を利用する広告物等に係る基準」に改め、同表二イ

(3)の表中「つき」の下に「一方向の」を加え、別表第一の二ロ(1)の表二の項中「表示面積が」を「自己の管理する」の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が」に改め、別表第一の二ロ(2)の項イ及びロ中「表示面積」を「一方向の表示面積」に改め、別表第一の二ニの表ハ中「ハに」を「ロに」に改める。

別表第二の二の項イ及びロ中「表示面積」を「一方向の表示面積」に改め、同表三の項中「第五条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

別表第三の一の表三の項中「第五条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

二 別表第一の改正規定(「建築物を利用する広告物等に係る基準」を「建築物(その構造又は形態からみて広告物等の表示又は設置の用に供することを主たる目的としている)を利用する広告物等に係る基準」に改める部分に限る)並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十六年十月一日

(経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の際現に山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)第七条第四項(同条例第九条第六項において準用する場合を含む。)の規定により広告物等の表示又は設置の許可を申請している者に対する許可基準については、この規則による改正後の山梨県屋外広告物条例施行規則(次項において「新規則」という。)別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等であつて、同号に掲げる規定の施行により新規則別表第一から別表第三までに定める基準に適合しなくなつたものに係る許可基準及び適用除外の広告物等の基準については、新規則別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山梨県規則第十二号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

第十五条第二項中「千分の九百五十八」を「千分の九百五十六・八」に改める。

別表第五号から第十六号までを次のように改める。

五から十六まで 削除

別表第二十九号及び第三十号を次のように改める。

二十九及び三十 削除

別表第三十一号の二を削る。

別表第七号及び第八号を次のように改める。

百七及び百八 削除

別表第二百九十七号の二及び第二百九十七号の三を次のように改める。

二百九十七の二 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料

二百九十七の三 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料

第十一号様式中 「103」 を 「108」 に改める。

「100」 を 「100」 に改める。

第十四号様式の一中 「1000分の958」 を 「1,000分の956.8」 に、

「958／1000」 を 「956.8／1,000」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二百九十七号の二及び第二百九十七号の三の改正規定は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県収入証紙条例施行規則（次項において「新規則」という。）第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる収入証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前に行われた収入証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

3 新規則第十五条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に申請される収入証紙の買戻しについて適用し、同日前に申請された収入証紙の買戻しについては、なお従前の例による。

山梨県規則第十三号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手續の特例に関する規則（平成七年山梨県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第八号」を「第二条第十号」に改める。

第六条第一項及び第二項、第七条並びに第八条第一項中「第七条」を「第七条第一項」

に改める。

第九条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

第十二条第二項第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、山梨県民会館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

山梨県民会館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則  
平成二十六年三月二十八日 山梨県知事 横内正明

山梨県民会館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則  
山梨県民会館設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県規則第二十四号）は、廃止する。

山梨県規則第十五号  
山梨県立高等学校の授業料の徵収に係る基準修業年限等を定める規則を廃止する規則  
山梨県立高等学校の授業料の徵収に係る基準修業年限等を定める規則を廃止する規則  
山梨県規則第二十四号は、廃止する。

山梨県知事 横内正明  
平成二十六年三月二十八日

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立高等学校の授業料の徵収に係る基準修業年限等を定める規則を廃止する規則  
山梨県規則第二十四号は、廃止する。

山梨県規則第十六号  
山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。  
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。  
平成二十六年三月二十八日

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則  
山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十七年山梨県規則第三十一号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十七号**

山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県緑化センター設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県規則第三号）は、

廃止する。

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。